

岩手県内のエネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者の皆さまへ

令和5年度

中小企業者等

事業継続緊急支援金のご案内

令和4年度事業で
申請された方も
再度申請出来ます



新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、エネルギー類の価格高騰の影響を受けている中小企業者の皆さまの事業継続に向けて支援金を支給します。

詳しくは募集要項をご確認の上申請して下さい。

支給要件

3つの要件をいずれも満たしている必要があります

要件① [売上減少]

令和5年4月から令和5年9月までの期間のうち、いずれか1か月の売上が平成31年4月から令和4年9月までの中の任意の年の同月比で20%以上減少

要件② [エネルギー価格の上昇]

売上が20%以上減少した月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が令和3年同月の単価と比較して増加している

要件③ [事業継続]

申請時点において事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること



対象者

県内に本店所在地(個人の場合は確定申告に記載の住所)がある中小企業者等



対象とならない事業者

- 大企業及びみなし大企業
- 農林漁業収入を主とする事業者
- 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- その他 支給基準を満たさない事業者

支給額

法人等

15万円

個人事業者

7.5万円

※事業者単位での支給です(店舗等の事業所単位ではありません)

申請期間

令和5年8月7日(月)～
11月30日(木)

※当日消印有効

申請方法

- 申請書類は、「法人:本店所在地」「個人:確定申告書に記載している住所」にある商工会議所・商工会に提出してください。
- 申請書の様式等は、7月27日(木)以降、商工会議所・商工会及びホームページ等でお知らせします。
- 申請書の書き方が分からぬ場合や申請手続きの確認等は下記コールセンターにご相談ください。

募集要項は、下記特設ホームページから取得できます。又は商工会議所・商工会でも配布しています。

※商工会議所・商工会の会員以外の方でも申請が可能です。



コールセンター

TEL: 019-653-3595

【受付時間】9:30-17:00
※土日祝日を除く

特設ホームページ

<http://iwa-te-shien-r5.com/>





よくあるご質問



Q1.

募集要項はどこで取得できますか？

- 下記の特設ホームページから取得できます。又は、商工会議所・商工会でも配布します。

<http://iwate-shien-r5.com/>



Q2.

申請書の書き方が分からぬのですが？

- 申請書の作成の際は、募集要項をよく確認の上、不明な点等はコールセンターにご相談下さい。

TEL: 019-653-3595 【受付時間】9:30-17:00 ※土日祝日を除く

Q3.

どのエネルギーが対象になりますか？

- 事業のために支払った、電気代、ガス代(プロパンガス、都市ガス)、燃料代(ガソリン、軽油、灯油、重油)などが対象です。電気、ガス代、燃油で申請の方は前々年度の比較書類は不要です。

Q4.

申請にはどのような書類が必要ですか？

- 以下の書類が必要となります。詳細については、募集要項または特設ホームページでご確認くださいか、コールセンターへお問い合わせください。

申請に必要な主な書類	法人	個人
① 提出書類一覧表	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
② 中小企業者等事業継続緊急支援金(令和5年度事業)申請書兼請求書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 支給要件確認表	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
④ 誓約書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤ 確定申告書の写し【比較する月を含む事業年度のもの(⑥⑦も同様)】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑥ 法人事業概況説明書の写し(2枚)	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑦ 所得税青色申告決算書又は、白色収支内訳書の写し		<input checked="" type="checkbox"/>
⑧ 売上減少が分かる売上台帳等(対象月のもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑨ 売上が減少した月と同月に支払ったエネルギー料金の請求書・領収証等の写し 令和5年4月から令和5年9月までの任意の一月において、事業のために支払ったエネルギーの料金を証明できる書類 (請求書・領収証等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑩ 履歴事項全部証明書の原本又は、写し(申請時から3ヶ月以内に発行されたもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑪ 本人確認書類 (原則: 国民健康保険被保険者証の写し その他: 運転免許証、マイナンバーカード(表面)等の写し)		<input checked="" type="checkbox"/>
⑫ 振込先が分かる通帳の表面と中面の振込先名がカタカナ表記のページの写し ※ネット銀行の場合は、金融機関名、口座番号、名義が分かるページの写し	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

Q5.

新規開業は対象となりますか？

- 新規開業なども特例によって対象となる場合があります。募集要項または特設ホームページでご確認くださいか、コールセンターへお問い合わせください。